

質問

デイサービスセンター部会 介護報酬関係疑問等

- 1 入浴介助加算Ⅱは、居宅で利用者自身又は家族介助による入浴が出来るようになることを目的とするものであるが、心身状況、浴室の環境等の事由で、すぐに入浴可能となるには時間がかかる。従って、計画書の内容やADLの維持が当面の目標とならざるを得ないが、この場合であっても入浴介助加算Ⅱを算定できるのか。
- 2 なお、「家を見られたくない。」「区分支給限度額」の関係で総ての利用者への算定が出来ないでいる。

回答

- 1 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.8)」の送付について(令和3年4月26日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)の問1に、入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者の自宅(高齢者住宅(居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。))を含む。)のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあつては、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えないと示されている。
 - ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等(利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。)が利用者の動作を評価する。
 - ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備(入浴に関する福祉用具等)を備える。
 - ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
 - ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
 - ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。については、上記①～⑤をすべて満たすことができれば、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として算定することは可能であると考える。

- 2 入浴介助加算（Ⅱ）について、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）によると、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等（利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員を含む。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態をふまえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価するとあるため、利用者の居宅を訪問できない場合は、算定要件を満たさないため算定はできないと考える。